

平成27年12月10日（木曜日）

美里町議会行財政・議会活性化  
調査特別委員会会議録

（第1日目）

平成27年12月10日（木曜日）

---

出席委員（14名）

委員長 平吹俊雄君

副委員長 我妻薫君

委員 千葉一男君

福田淑子君

藤田洋一君

柳田政喜君

櫻井功紀君

大橋昭太郎君

鈴木宏通君

橋本四郎君

吉田二郎君

山岸三男君

佐野善弘君

前原吉宏君

---

欠席委員（なし）

---

議長 吉田眞悦君

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長 吉田泉君

事務局次長 佐藤俊幸君

主幹兼議事調査係長 相澤正典君

---

平成27年12月10日（木曜日） 午後1時30分 開議

第1 第1分科会中間報告について

第2 第2分科会中間報告について

---

本日の会議に付した事件

第1 第1分科会中間報告について

第2 第2分科会中間報告について

午後 1 時 3 0 分 開議

委員長（平吹俊雄君） ただいまから行財政・議会活性化調査特別委員会を開きます。

座らせて進めさせていただきます。

第 1 分科会及び第 2 分科会委員長から提出されました分科会中間報告書につきましては、既に皆様にお届けしたとおりであります。

ただいまの出席委員 14 名でありますので、本特別委員会は成立しております。

これより本日の会議を開きます。

---

#### 日程第 1 第 1 分科会中間報告について

委員長（平吹俊雄君） 日程第 1、第 1 分科会中間報告についてを議題といたします。

第 1 分科会委員長から中間報告をしたいとの申し出がありますので、発言を許可いたします。  
大橋昭太郎第 1 分科会委員長、登壇願います。

〔大橋昭太郎第 1 分科会委員長、登壇〕

第 1 分科会委員長（大橋昭太郎君） 第 1 分科会委員長の大橋でございます。

それでは、第 1 分科会中間報告を行いたいと思います。

本分科会に付託された事項について、下記のとおり報告いたします。

第 1 分科会への付託事項は、1) 自ら運営できる議会、 通年議会、 事務局体制の強化。  
2) 議会基本条例の検討でございます。

経過といたしまして、以下記載されているとおりでございますが、8 月 6 日におきましては、町執行部との意見交換を行いました。その際、町が考える専決の指定についてを示されたところでございます。それをもとに 8 月 19 日、専決処分事項の指定についてを協議いたしました。

検討結果といたしまして、本分科会から前回の特別委員会で報告した通年議会の実施に向け、要綱等の作成を中心に具体的な検討を行い、その結果、次のとおりとする。

通年議会実施要綱（案）、専決処分事項の指定について（案）、2 つの部分について別紙のとおり皆様のお手元にお配りしているところでございます。美里町議会通年議会実施要綱（案）におきましては、第 1 条で美里町議会における通年議会の実施について必要な事項を定めることを目的とするをいたしております。

第 2 条におきまして、会期は通年とし、4 月に開会し、次の会期の前日までとするをいたしております。2 項におきましては、任期満了後の会期、それから議会の解散があった場合の会期を示しております。

第3条におきましては、会議は4月に招集され、定期的に6月、9月、12月及び翌年3月に開催するをいたしまして、この定期的に行われる会議を定例会議といたしております。

第4条におきまして、会議の名称は 年度美里町議会 月会議といたしまして、会期で更新する。ただし、同一の月内に異なる会議が2回以上再開されるときは、2回目以降をその月の回数を会議の前に記して、 年度美里町議会 月第 回会議とするをいたしております。

第7条におきまして、一般質問は定例会議において行うをいたしております。

さらに、専決処分の事項の指定についての案におきましては、執行部との話し合いの中で、3の部分におきましては、執行部は1回当たり1,000万円以下の増減による変更契約といたしてきたところでございますが、当分科会で協議いたしまして、今までどおり1回限り500万円以下の増減による変更契約といたしました。今までの確認事項においては、1回限り300万円以下の増減による変更契約を認めておりましたが、執行部との話し合いにおきましては、今の契約の内容が大変高額になっているということから、300万円から500万円への金額の増加を図っております。

4から6におきましては、前に議会の中で決められた項目でございます。

7におきまして、町の義務に属する損害賠償、今までにおきましては、交通事故及び造営物の管理の瑕疵によるものに限るといたしておりましたが、話し合いの中におきましては、そういったようなものに限らない形での町の賠償責任が想定されることから、それらの項目を取り外し、1件当たり50万円以下の範囲内においてといたしました。執行部側は1件100万円を提示されたところでございますが、地方自治法180条に規定されている軽易なものの金額の考え方を議論したところございまして、その中において一気に100万円ということでは認めがたいというような意見が大勢を占めまして、50万円以下といたしました。

そのほかに、通年議会とするならば、専決の指定というものは必要ではないという意見も出されております。

今後の課題といたしましては、きょう皆様にお認めいただければ、通年議会の実施に向け既存の条例等々の整合を図ることから、その作業に入りたいと考えております。

それから、付託事項の検討ということで、この通年議会の関係が終われば事務局体制、議会基本条例について今後話し合っていかなければならないところがございます。

以上、中間報告とさせていただきます。どうぞ御審議いただくようよろしくお願いいたします。

委員長（平吹俊雄君） これをもって、第1分科会委員長の報告を終わります。



暫時休憩いたします。

午後 1 時 4 1 分 休憩

---

午後 1 時 4 8 分 再開

委員長（平吹俊雄君） 再開いたします。

ただいま橋本委員より意見がございました。これは質疑の後の意見として、いわゆる参考意見として委員長の裁量で承りました。以上でございます。

休憩します。

午後 1 時 4 8 分 休憩

---

午後 3 時 1 4 分 再開

委員長（平吹俊雄君） それでは再開いたします。

ただいまの出席委員14名であります。休憩前に引き続き会議を行います。

休憩中に、運営小委員会を開き、大橋委員長の発言の後に橋本委員に発言を許可しましたが、その内容を運営小委員会で話し合った結果、不穏当な発言が確認されましたので、委員長職権で取り消しいたします。

お諮りいたします。第1分科会中間報告について、委員長報告のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（平吹俊雄君） 異議なしと認めます。よって、第1分科会委員長の報告のとおりとすることに決しました。

---

日程第2 第2分科会中間報告について

委員長（平吹俊雄君） 日程第2、第2分科会中間報告についてを議題といたします。

第2分科会委員長から中間報告をしたいとの申し出がありますので、発言を許可いたします。  
吉田二郎第2分科会委員長、登壇願います。

〔吉田二郎第2分科会委員長、登壇〕

第2分科会委員長（吉田二郎君） 第2分科会委員長の吉田二郎でございます。

私からは、本分科会に付託された下記事項について協議をしましたので、中間報告を申し上げます。

1として、第2分科会への付託事項は、議員経費の検討であります。議員定数、議員報酬、議員期末手当、議員費用弁償、政務活動費であります。これらのことにつきまして、平成26年4月30日から平成27年11月12日まで15回の委員会を開催しました。

その協議の経過でございますが、付託事項のうち、当分科会としては、初めに議員定数と報酬は切り離すことができないので、一緒に協議していくことにいたしました。

残りの議員期末手当、議員費用弁償、政務活動費は、議員定数と報酬を決定してから協議を進めることにしたことは既に御承知のことと思います。

2、経過について。第11回、平成27年7月23日、議員定数、議員報酬について。第12回、平成27年8月11日、委員長辞職により委員長、副委員長の選任について。第13回、平成27年9月28日、議員定数、議員報酬について。第14回、平成27年10月19日、議員経費の検討。第15回、平成27年11月12日、議員経費の検討（報告書のまとめについて）。

3、協議結果としまして、1)「議員経費の検討」議員定数、議員報酬については、他の項目に先行して検討した結果、「継続協議」とした6月の中間報告以降の協議においても結論に至らなかった。

これについて説明させていただきます。6月の中間報告時に主な意見を列記しましたが、その後の協議においても意見は分かれたままであり、協議の中で委員の中から15回も会議をしてもいまだにまとまらないのはおかしい。決をとってはどうかという意見もありましたが、分科会としては多数決によって結論づけることはできないとの判断から、町民の意向把握も含め、最終的な判断を特別委員会全体の協議に委ねる以外にないとの結論に至りました。定数及び報酬額についての主な意見は、6月の中間報告に報告した内容のままで大きく二分した状況により、今申し述べたような結論となった次第です。

2) 広く町民の意見を聞くため、意見聴取会、町民と語る会等を開催する。その対応も含め「行財政・議会活性化調査特別委員会」全体として、平成28年12月を目途に取り組む必要がある。

これについて説明させていただきます。昨年の議会報告会では、町民の意見を聞こうとしたわけですが、資料等の準備もない唐突な提起と受けとめられたためか、班によってはほとんど意見も出ないなど、不十分な内容となってしまったとの反省がありました。あの取り組みで、「住民の意見を聞いた」とすることは少し無理があるのではないかと、きちんと「定数と報酬」をテーマにして意見を聞く取り組みが必要ということで一致を見ました。しかし、その取り組みは第2分科会として取り組むには限界があり、特別委員会全体で取り組む必要があるとの判

断から、今回の中間報告となりました。「意見聴取会」「町民と語る会」の表現については、町民の意見を聞く場を設定することを主眼としたものであって、名称を特定したものではありません。時期や会場数、意見聴取の方法など、具体的対応については、特別委員会での判断に委ねたいと思います。ただ、特別委員会の判断により、町民に示す資料の準備等の具体的作業は分科会として対応していくことも確認しています。「平成28年12月を目途に」としましたのは、次期改選期を考慮した場合、遅くともその1年前に結論を出しておく必要があるとの判断から、目途を提示したものです。

4、今後の協議について。 議員期末手当、 議員費用弁償、 政務活動費については、引き続き協議をしていきます。

以上、第2分科会からの中間報告といたします。よろしく審議のほどお願い申し上げます。  
委員長（平吹俊雄君） これをもって、第2分科会委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑については自己の所属しない分科会の委員の質疑を許可いたします。質疑ありませんか。佐野委員。

委員（佐野善弘君） 13番佐野でございます。ただいま第2分科会委員長から報告をいただいたわけでございますけれども、15回もしてなかなか結論に至らなかったというのは非常に残念な結果でならないんですけれども、その中で協議結果の2)で、町民の方から意見を聞くというのはいいことだと思うんですけれども、この内容についてもうちょっと分科会で詰めるということなんですけれども、もっと第2分科会の中で詰めた中でのそういう内容を特別委員会でやって、それから聞くとか、そういう道筋を考えていかなくはわからないと私は考えるんですけれども、その辺はどのような、去年の議会報告会の中でも内容を聞いたんですけれども、なかなか判断ができないというような意見も大分出たものですから、その辺もうちょっとまとめというようなことをやっていかないと、内容が内容ですので、その辺をもうちょっとお聞かせ願いたいと思います。

委員長（平吹俊雄君） 吉田分科会委員長。

第2分科会委員長（吉田二郎君） ただいまの御質疑に対してですけれども、前回の議会報告会の場で、報酬、議員定数を話題として町民の方にお聞きになったときは、まるっきり先ほど私がお話ししましたように、資料も何もない姿でただ口頭で聞かれた経緯がありました。それが、結局議会のほうも何もないので、そのような返答が出たと思うんですけれども、今回はそういうことではなくて、事前に宮城県の町村議長会が出している、例えば資料とか、私が勉強した資料とかそういうものを事前にあてがって渡してあげればそういうこともないだろうと。

また、もう一つ一番懸念されることは、これも先ほどお話ししたんですけれども、来年の12月ごろまでにきちっと目途をつくって、次期に準備する方々にもいろいろと提示しなくてはならないものですので、今回提案を申し上げたわけですが、よろしく御審議お願いします。

委員長（平吹俊雄君） 佐野委員。

委員（佐野善弘君） もうちょっと、まとまらないうちから昨年と同じように、町民の方に聞くというような私はニュアンスでとったものですから、その辺は聞くのはいいことだと思うんですけれども、やはりしっかりとした議会としての考え方なり、そういういろいろな資料に基づいて15回もまとめたと思いますので、その辺をもうちょっとしっかりした中で聞くということにしていかないと、なかなかまとまりつくものもつかないんじゃないかと思いますので、そういうことを私としては要望いたしたいと思います。

委員長（平吹俊雄君） そのほかに。橋本委員。

委員（橋本四郎君） 二、三点質問しますけれども、関連しますので内容から申し上げます。この町の歳費あるいは手当を上げるという考え方を持っていましたけれども、議員に係る経費は一般経費の中の何%ぐらいが適当と考えているんですか、論議をされましたか。

委員長（平吹俊雄君） 吉田分科会委員長。

第2分科会委員長（吉田二郎君） 今の件、ちょっと確認したいので、済みませんが休憩をお願いいたします。

委員長（平吹俊雄君） 暫時休憩いたします。

午後3時29分 休憩

---

午後3時32分 再開

委員長（平吹俊雄君） 再開いたします。

吉田分科会委員長。

第2分科会委員長（吉田二郎君） 済みません、休憩ありがとうございます。

ただいまの御質問でございますが、構成比1.1%となっていました。

委員長（平吹俊雄君） 橋本委員。

委員（橋本四郎君） 1.1というのは、値上げしたら大体1.1%程度になるというような考え方で話し合われてきたんですね。今、0コンマ幾らかになっているはずなんですよ、実質的には。だから、1.1というのは1.1になるように、なるかもしれない。その程度の予算がつくのならば仕方がないだろうという考え方で論議をされたんですか。

委員長（平吹俊雄君） 吉田分科会委員長。

第2分科会委員長（吉田二郎君） 今問い合わせいただきましたから、急遽この議会費を見て数字だけして、ではその後のことは何も検討していませんですけども。

委員長（平吹俊雄君） 橋本委員。

委員（橋本四郎君） 私が聞きたいのは、0.9くらいだと知っているんですよ、私は。今議員に係る経費が、議会に係る経費がね。だから、それがどの程度伸びることを想定しての話し合いをしたんですかと聞いたら1.1だと。でも私から言うと、0.2くらいしかふえない、そのぐらゐの考え方で受け取っていいのかなということをお願いします。

委員長（平吹俊雄君） 吉田分科会委員長。

第2分科会委員長（吉田二郎君） その数字の点については全然検討も何もしていませんでした。

委員長（平吹俊雄君） 橋本委員。

委員（橋本四郎君） 最近新聞、さっきも午前中見ました。非正規職員のことを申し上げますけれども、この役場にもいるんです。年間200万円にならないんです。私の現在もらっている報酬すら年間に360万円か370万円になるなというように税金申告しているんですけども。その場合に自分よりも低い人たちがいることに、それも身近にいることについて考える気はなかったんですか。自分はもちろん上げてほしい、しかし自分よりも低い人がいる。こういう人をどうするかということを考えないで、自分だけ、議員だけでいいという判断の論議しかできなかったんですか。それをお願いします。

委員長（平吹俊雄君） 吉田分科会委員長。

第2分科会委員長（吉田二郎君） 済みません、委員長、休憩をお願いします。

委員長（平吹俊雄君） 休憩いたします。

午後3時35分 休憩

---

午後3時37分 再開

委員長（平吹俊雄君） 再開いたします。

吉田分科会委員長。

第2分科会委員長（吉田二郎君） お答えいたします。先ほどの議員の定数とか報酬のことはいろいろ分科会内で議論をしましたがけれども、いまだ決定には至っていないということでございます。

委員長（平吹俊雄君） 橋本委員。

委員（橋本四郎君） 地方公務員法の中に議員も含まれているんです。その中には地方自治体、我々議員というのは何のためにいるかという、地域の住民の福祉のためにというのが狙いだと思うんです。これは行政、町長に対してもそういうことを言われる、職員に対しても言われる。議員にもそれはあると思うんです。全体の地域住民の福祉を考えるなら、自分よりもその身近なところに所得の少ない人がいたら、それをまず上げてその後自分も上げるという気持ちになぜならなかったのか。（不規則発言あり）そういう論議があって、それを答えてください。やじるんなら答えてください。こういう不規則発言をとめろと言うの。

委員長（平吹俊雄君） 発言を続けてください。

委員（橋本四郎君） 私が言うことが間違いなら間違いがあると言ってください、具体的に。私が言っているのは倫理上、議員としての倫理上、地域の住民の福祉を考えるなら、自分よりも条件が悪い人を上げて、それから自分を上げるのが正しいんだと思うんです。この考え方が違うというなら違うといってください。私はそういう前提でもって議員というのは活動して、初めて住民から信頼されるはずだと思うんです。だから、その気持ちがあったのかなかったのかと聞きましたらやじが出ましたから、やじした方にそれぞれ答弁していただきたいと思えます。以上です。

委員長（平吹俊雄君） 吉田分科会委員長。

第2分科会委員長（吉田二郎君） 答弁を前原副委員長に交代してよろしいですか。

委員長（平吹俊雄君） はい、許可します。前原分科会副委員長。

第2分科会副委員長（前原吉宏君） 14番、前原です。

橋本委員からありました、自分の報酬を上げろということか。そういうことは一切言っておりません。また、そういう審議もしておりません。

委員長（平吹俊雄君） 橋本委員。

委員（橋本四郎君） そういう答弁されると質問やめようかと思ってもやめられなくなる。なぜかという、自分の報酬を上げることを考えてないと。そうしたら議員の報酬を上げるという論議は何なんです、そうしたら。誰の報酬です。上げることを話し合いしているんでしょう。（「していない」の声あり）ちょっと待って。それを言うならことしの6月、私に赤坂氏が30万円に上げろという皆さん方の会議録ありませんか。第2分科会の会議録。第2分科会の会議録、読んでいます。その中には各自、吉田二郎君を除いてほかは全部30万円から今では少ないから上げろと言っているんだ。違ったら持ってきますか、その会議録。皆さん方、それぞれの

会議録考えてください。

委員長（平吹俊雄君） 前原分科会副委員長。

第2分科会副委員長（前原吉宏君） 橋本委員にお答えします。6月の討議ですね。資料には両方の意見が出ました。ですので、その中で結論には至らないと。また、今回に至りましても会議を重ねました。上げるという意見もあったかもしれませんが、ただども、上げるなという意見もありました。なので、それを前提にした会議ではないということをお願いしたいと思います。

委員長（平吹俊雄君） そのほかにございせんか。（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。

以上で第2分科会委員長報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。第2分科会中間報告について、委員長報告のとおりとしたいと思います。が、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（平吹俊雄君） 異議なしと認めます。よって、第2分科会委員長の報告のとおりに決しました。

確認いたします。橋本委員、異議なしと認めますということで私が言いましたが、その件については異議あるんですか。橋本委員。

委員（橋本四郎君） 私は賛成できません。

委員長（平吹俊雄君） 異議があるということによろしいんですか。ただいま橋本委員から異議ありますので、第2分科会中間報告について、委員長報告のとおりとすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成委員、挙手〕

委員長（平吹俊雄君） 挙手多数であります。よって、第2分科会委員長の報告のとおりとすることに決しました。

ただいま、これまで第2分科会で検討してきました議員定数と議員報酬につきましては、本特別委員会全体で取り組むこととしたことから、今後の進め方につきまして運営小委員会に一任したいと思います。が、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（平吹俊雄君） 異議なしと認めます。よって、議員定数と議員報酬についての今後の進め方につきましては、運営小委員会に一任することといたしました。

以上をもちまして、行財政・議会活性化調査特別委員会の本日の会議を終了いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 3 時 4 4 分 閉会

上記会議の経過は、事務局長吉田 泉が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成27年12月10日

委員長